交通局カスタマーハラスメント対策委員会設置要綱

（設置）

第１条　川崎市カスタマーハラスメント対策委員会等設置要綱第５条の規定に基づき、交通局の職員に対するカスタマーハラスメント対策に係る事項について検討し、対策を実施するため、交通局カスタマーハラスメント対策委員会（以下「局委員会」という。）を設置する。

（委員長等）

第２条　局委員会の委員長等は、別表のとおりとする。

（所掌事務）

第３条　局委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）交通局の職員に対するカスタマーハラスメント対策の検討及び推進に関すること

（２）職員に対するカスタマーハラスメント対策に係る局内の連絡及び調整に関すること

（３）その他必要な事項

（会議）

第４条　局委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

２　委員長が、事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代理する。

３　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

（対策検討部会）

第５条　局のカスタマーハラスメント対策を検討するため、必要に応じて対策検討部会を置くことができる。

２　対策検討部会は、委員長が指名する職員をもって組織する。

（庶務）

第６条　局委員会の庶務は、企画管理部庶務課において処理する。

（その他必要事項）

第７条　この要綱に定めるもののほか、局委員会の運営に関する事項その他必要な事項については、委員長が定める。

附　則

この要綱は、令和８年１１月５日から施行する。

別表（第２条関係）

委員長	交通局長
副委員長	企画管理部長
委員	企画管理部庶務課長
	企画管理部職員課長
	企画管理部職員課担当課長
	企画管理部職員経営企画課長
	企画管理部経理課長
	自動車部長
	自動車部管理課長
	自動車部運輸課長
	自動車部運輸課担当課長
	自動車部管理課長
	自動車部安全・サービス課長
	鷲ヶ峰営業所長

	塩浜営業所長